

【新型コロナウイルス対策に向けた市議会の課題と対応について】

(令和4年9月7日現在)

(1) 行動基準

- ①緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出されている都道府県へは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を自粛する。
- ②感染拡大を防止するため、基本的な感染対策の「3つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場所(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の実施をする。

(2) 新型コロナウイルス感染が疑われる症状及び感染者との濃厚接触が確認された場合

→「新型コロナウイルス感染時対応フローチャート(伊勢市議会議員用)」に従って対応する。

- 陽性の場合 → 登庁禁止(保健所または医師の指定する日から登庁可能。指示がない場合は、別紙「新型コロナウイルス感染症と診断された皆様へ」参照。
- 陰性の場合 → 症状回復後 登庁可能
- 濃厚接触者の場合 → 登庁禁止(最終接触日の6日後から登庁可能。ただし、2日目、3日目に検査キットで陰性を確認した場合は3日目から解除となるが、登庁の際は議長に連絡。)

※ 症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまで、感染リスクがあることから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底する。

また、濃厚接触者の場合は陽性者との最終接触日から7日間が経過するまで同様に感染対策を行う。

※ いずれの場合も、症状回復後も毎朝の体温測定を継続

(3) 感染者に関する情報公開

※議会事務局から記者クラブへの資料提供、市議会ホームページへの掲載について

- 議員が陽性の感染者と診断された場合
 - 情報(伊勢市議会議員・年代・性別・経過症状)を公開する。
 - 氏名の公表の有無(公表する場合は、議員自ら公表するか、事務局から公表するか)は、議員本人の判断とする。
- 濃厚接触者の場合
 - 濃厚接触者の段階では情報公開をしない。

(4) 他の議員への連絡について

- 議員が陽性の感染者と診断された場合
→議会事務局から全議員に原則メールで連絡をする。
- 議員が濃厚接触者と認定された場合
→議会事務局から全議員に原則メールで連絡をする。

(5) 会議等の対応

- 定例会等の会期中の場合
定例会会期中に議員の感染が確認された場合、議会運営委員会を開き、定例会中の会議日程の変更及び会期日程延長等を検討する。
議員・職員等の濃厚接触の有無を確認し、状況に応じて、市当局との調整後、議会事務局が消毒作業を行う。
- 閉会中の常任委員会・分科会等開催中の場合
会議開催前もしくは会議中に議員の感染が確認された場合は、会議の延期、閉会等の対応を行い、議員・職員等の濃厚接触の有無を確認し、状況に応じて、市当局との調整後、議会事務局が消毒作業を行う。
- 閉会中の場合
閉会中に議員の感染が確認された場合も、議員・職員等の濃厚接触の有無を確認し、状況に応じて、市当局との調整後、議会事務局が消毒作業を行う。

(6) 代替施設

代替施設は利用せず、消毒作業が済み次第、現行の施設の使用を再開する。